

排水設備工事の申請・融資手続き

逗子市環境都市部下水道課

主な改定点

確認申請書について

- 1 専用住宅について立面図を廃止しました。集合住宅の場合は、代表的なパターンについてのみ立面図を提出してください。
- 2 他人の土地・建物・排水設備を通過して接続する場合には、同意書に加えて公図、登記簿謄本等を添付してください。
- 3 ビルの一部で店舗のために排水設備を設ける場合なども申請が必要であることを追記しました。

技術面での指導事項について

公共ますの使用（原則1宅地につき1つ）、雨水の処理方法、グリーストラップの設置、ドレン排水の接続等について追記しました。

完成届について

完成図には、申請時からの変更箇所をマーカーで示してください。

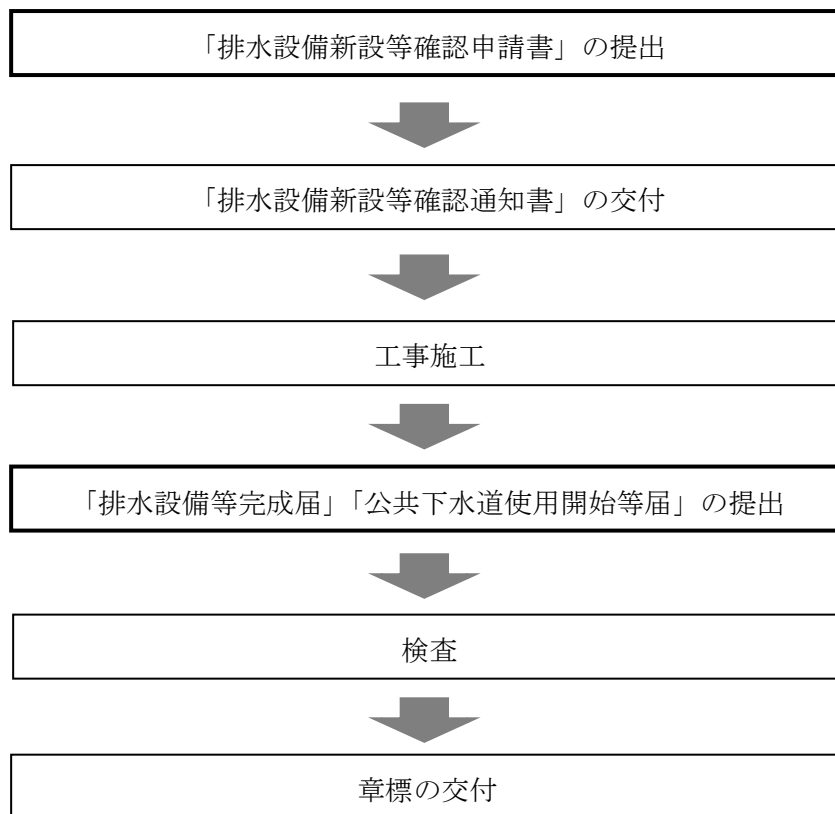
その他

「排水設備確認申請書提出時における確認項目」を取りまとめました(P23)。申請時の参考としてください。

目 次

1. 排水設備工事に係る手続きの流れ.....	- 1 -
2. 排水設備新設等確認申請書 関係.....	- 2 -
①確認申請書提出上の注意点.....	- 2 -
②排水設備に関する同意書.....	- 3 -
3. 排水設備技術 関係.....	- 4 -
4. 完成届 関係.....	- 6 -
①完成届提出上の注意点.....	- 6 -
②使用開始等届.....	- 6 -
5. 工事完成検査 関係.....	- 7 -
①排水設備等工事完成検査要領.....	- 7 -
②排水設備等工事写真仕様.....	- 8 -
6. 水洗便所改造等資金の助成と融資あっせん.....	- 10 -
7. 様式及び資料.....	- 12 -
①第1号様式 排水設備新設等確認申請書.....	- 13 -
②第3号様式 排水設備等完成届・工事完成チェックリスト.....	- 15 -
③第5号様式の3 公共下水道使用開始等届.....	- 18 -
④同意書例.....	- 21 -
⑤合流区域箇所図.....	- 22 -
⑥排水設備確認申請書提出時における確認項目.....	- 22 -

1. 排水設備工事に係る手続きの流れ



(注) 太枠部分が指定工事店の提出書類です。

提出書類

種類	提出書類	必要の有無	備考
申請時	排水設備新設等確認申請書	○	
	位置図	○	2部
	工事図面	○	2部
	同意書	△	他人の土地等を通る場合
	助成・融資あっせん申請書類	△	くみ取り便所改造、し尿浄化槽撤去の場合
完成時	排水設備等完成届	○	
	公共下水道使用開始等届	○	
	工事完成チェックリスト	○	
	工事写真	○	
	完成図面	△	変更のあった場合

○は必要、△は状況に応じて必要になるもの

2. 排水設備新設等確認申請書 関係

① 確認申請書提出上の注意点

下水道処理区域内で建物を新築する場合は、建築基準法第 31 条の規定により、公共下水道への接続が義務付けられています。

逗子市下水道条例に基づいて、排水設備及びこれに接続する除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受ける必要があります。

- 申請書は、工事着手 5 日前までに提出し、確認通知後に工事着手すること。

添付書類

- 1 位置図（2 部）
- 2 工事図面（2 部）^{注 1・注 2}
- 3 その他（同意書、助成・融資あっせんを申請する場合に必要な書類等）

注 1) 工事図面の 1 部は確認通知書と共に申請者に返却する。

注 2) 工事図面は専用住宅の場合は平面図のみ。集合住宅の場合は代表的なパターンを絞って立面図を添付する。

- 申請者は、建築主又は家屋所有者若しくは家屋所有者の同意を得た者であること。

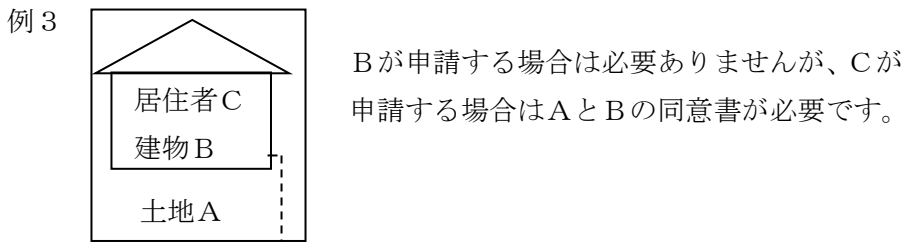
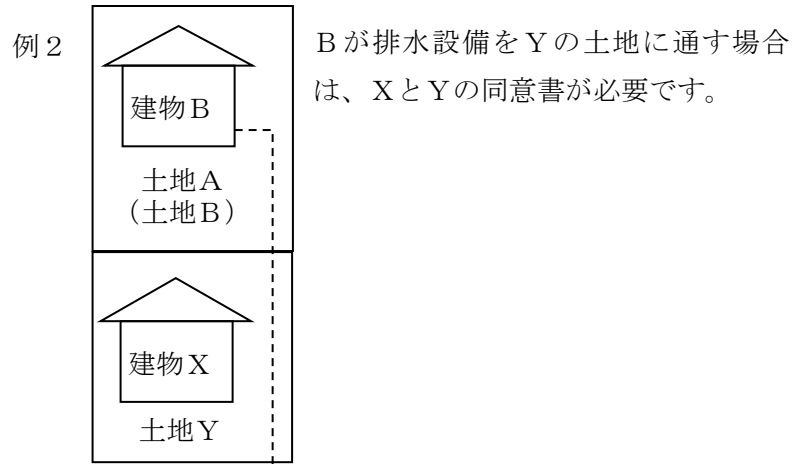
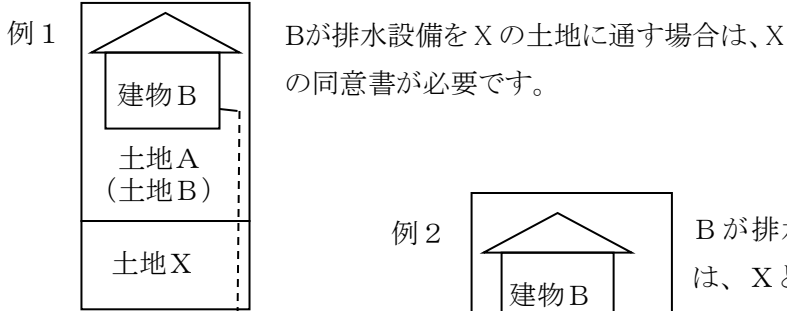
なお、登記上の家屋所有者が死亡し名義変更がなされていない場合は、相続人又は家屋占有者を申請者とする。

- 排水設備を他人（本人、親子、同居の親族以外の者）の所有又は占有しているところに埋設又は接続しなければならない時は、その所有者又は占有者の同意書を添付すること。また、同意書に合わせて各人の所有・占有している範囲がわかるもの（公図、登記簿謄本等）を添付すること。
なお、排水設備の確認申請は、その計画が条例・規則等で定めている事項に適合しているかを確認するものであり、土地利用、賃貸等の権利関係まで立ち入るものではない。これらの私法上の権利等で問題の生じることのないよう処理した後、申請書を提出すること。

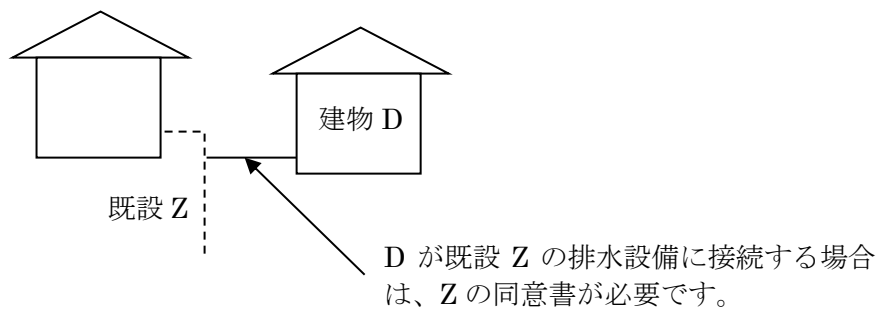
- ビルの一部で店舗の営業を開始する際なども、新しく排水設備を設置する場合には申請が必要となる。建築時に内部の店舗が決まっておらず未定のまま提出する場合には、後日必ず申請を行うこと。

②排水設備に関する同意書

※土地、建物の同意書が必要な場合



※排水設備の同意書が必要な場合



同意書の記入例は「7. 様式及び資料」にあります。

3. 排水設備技術 関係

設計施工については、逗子市下水道条例、施行規則及び本資料に基づいて実施してください。その他記載されていない事項については「下水道排水設備指針と解説」「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル」を参照してください。なお、本市独自の指導基準は次のとおりです。

① 公共ますの使用について

接続先となる公共汚水ますは、原則として1宅地に1個必要である。敷地内に公共ますがない場合は、自費工事により新たに設置するものとする。

② 公共下水道の排除方式について

本市の公共下水道の排除方式には分流式と合流式がある(合流区域は「7. 様式及び資料」参照)。

(1) 分流式の場合

公共下水道の排除方式が分流式の場合、敷地内の排水設備は汚水(雑排水を含む)系統と雨水系統を分けて設置し、汚水は公共汚水ます等に接続し、雨水は公共雨水ますや道路側溝等に流すこと。

(2) 合流式の場合

合流区域の場合は、敷地内の排水設備は汚水系統と雨水系統を分けて設置し、公共ますの一つ手前のますで合流させる。

③ 雨水の処理について

宅地内の雨水は、雨水浸透ます、雨水浸透管等で地中に浸透させ(浸透ますであることを図面に明記)、オーバーフロー分のみを公共雨水ます、道路側溝等の雨水排水施設に流すこと。道路側溝等がない場合は、道路際の雨水最終ますからオーバーフロー(散らす)とする。

また、雨水浸透施設の設置にあたっては、排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を調査した上で設置の判断を行うものとする。

④ 雨水管の勾配について

宅地内雨水の排水先が道路側溝等の場合は、下流の深さが制限されるため、条例第3条第5号に定める勾配が確保できないことがある。この場合においては、その他の勾配を認める。

⑤ 外流し排水について

外流し排水は、次のとおり接続すること。

(1) 外流しの上部に屋根が架かっている場合

外流し排水 → 汚水管へ接続

(2) 外流しの上部に屋根がない場合

外流し排水 → 雨水施設(雨水管等)へ接続

ただし、洗剤などを使うことが想定される場合には、外流しに雨が入らないよう配慮した上で汚水管に接続すること。

⑥ グリーストラップの設置について

飲食店やホテル等の厨房のある建物については、規模に合わせてグリーストラップを設

置する。また、グリーストラップの性能を低下させないために、適正な維持管理を行うものとする。
なお、申請の際に次の書類を添付すること。

- (1) グリーストラップの構造図
- (2) 容量計算書

⑦ ディスポーザについて

「逗子市ディスポーザの設置に関する要綱」により逗子市が認めたもののみ設置可能である。申請の際に必要な書類を添付して提出すること。

⑦ ドレン排水について

給湯器、業務用冷蔵庫、エアコン等からのドレン排水は汚水系統に排水する。なお、潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水、家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水については、設置する機器が一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）の認証機器である場合は、雨水系統に排水することを認める。

⑧ 私道内の下水道管について

位置指定道路等の私道内の下水道管は公共下水道管に準ずる扱いとし、汚水管の口径は 200 mm以上が望ましい。起点・中間点に設ける場合は、小型人孔または本管径より一回り大きな塩ビますで車両等の荷重に耐えられるものとする。

4. 完成届 関係

①完成届提出上の注意点

- 完成届と下記の添付書類は、工事完成後5日以内に提出すること。

添付書類（5① 排水設備等工事完成検査要領 参照）

- 1 完成図面（1部）^注
- 2 排水設備工事写真
- 3 工事完成チェックリスト

注）申請時より変更のあった場合のみ提出。なお、変更箇所がわかるように図面にマーカー等で示すこと。

- 届出者は指定工事店とすること。

②使用開始等届

- 届出者は、実際に公共下水道へ汚水を放流し、下水道を使用する者の氏名を記入すること。
アパートや建売住宅等で入居者が決まっていない場合は、申請者の名前で提出すること。

- 水栓番号は必ず記入すること。2栓以上あるときもすべて記入すること。（別紙添付で可）
なお、散水栓・共用栓がある場合もその水栓番号を記入し、公共下水道への接続の有無を明記すること。

5. 工事完成検査 関係

①排水設備等工事完成検査要領

(目的)

1 この要領は、逗子市下水道条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、排水設備等完成検査を能率的かつ適切に実施するため、必要な事項を定める。

(検査方法)

2 排水設備等完成検査は、次のとおり実施し合否を判定する。

(1) 書類検査

書類検査は、排水設備等完成届に添付された書類によって、工事内容が排水設備の設置及び構造に関する法令に適合しているかを審査し、合否を判定する。

(2) 現場検査

現場検査は、書類検査で判定しがたい場合に限り実施し、合否を判定する。

ア 書類検査で判定しがたい場合とは、次に掲げる事項とする。

(ア) 書類だけでは現場の状況が確認できない場合

(イ) 申請者が求めた場合

(ウ) その他市が必要と判断した場合

イ 現場検査は、責任技術者が立会うものとする。

(3) 検査不合格

指定工事店は、速やかに書類を訂正、補修又は改造し、再検査を受けなければならない。

(添付書類)

3 排水設備等完成届を提出する時は、次の書類を添付しなければならない。

(1) 完成図面

完成図面は、確認申請時に添付した図面様式と同様のものとする。ただし、申請時の図面が完成図面と相違ない場合は、これを完成図面とすることができるものとする。

2部作成し、1部は申請者に提出するものとする。

(2) 排水設備工事写真^(注)

工事写真は完成図面の補完資料として、また外面から確認できない箇所の確認資料とする。

(3) 工事完成チェックリスト

工事完成チェックリストは、責任技術者が工事施工内容及び完成結果を確認するために作成するものとする。2部作成し、1部は申請者に提出するものとする。

(施行期日)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 工事写真については次項参照のこと

②排水設備等工事写真仕様

1 写真内容

(1) 工事着手写真（くみ取り便所改造、浄化槽の撤去箇所のみ）
着手前における工事予定箇所の全体を把握するための写真。

ア 全景写真

工事予定箇所の全体を撮影する。

イ 部分写真

全景写真で状況把握が不十分な場合には、部分写真を撮影し全景写真を補完する。

(2) 工事施工中の写真

工事施工中、工事の施工方法や作業状況を確認するための写真。

ア 排水管の汚水系統と雨水系統を判別できるもの。

イ 公共ますと排水管との接続状況がわかるもの。

ウ 汚水コンクリートますについて、ます内のインバート状況が判断できるもの。

エ 外面から確認できない箇所（屋内配管）

オ その他必要があると思われるもの。（粗集器、除害施設等）

(3) 工事完成写真

工事完成における工事完成箇所の全体状況を把握するための写真。

ア 全景写真

工事完成箇所の全体を撮影する。

イ 部分写真

全景写真で状況把握が不十分な場合には、部分写真を撮影し全景写真を補完する。
また、出来高の数量がわかる写真であること。

2 その他

(1) 写真はカラー撮影とし、その大きさはサービス判を標準とする。

(2) アルバムはA-4を使用し、表紙に施工業者、確認番号、申請者名を明記する。また撮影箇所を明確にするため、完成図面に記載されたます番号を写真備考欄に記載する。

なお、写真・アルバムは、普通紙にプリンターで印刷したもので可とする。

工事写真アルバム (例)

施工業者 _____ 確認番号 _____ 申請者名 _____	公共ますと 排水管との 接続状況	写 真
	No.2～ 公共ます	写 真
		写 真

6. 水洗便所改造等資金の助成と融資あっせん

くみ取り便所を改造、またはし尿浄化槽を撤去して、公共下水道への接続工事をする場合（新築を除く）助成や改造資金の融資あっせんを受けられます。

助成や融資あっせんは、排水設備新設等確認申請と同時に申請してください。

① 助成について

1 助成を受けることのできる資格

（一部補助）

公共下水道への接続工事をしようとする建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者であり、市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

（全額補助）

生活保護法に基づく生活扶助を受けており、公共下水道への接続工事をしようとする建築物の所有者かつ占有者であること。

2 助成の額

以下の金額を、予算の範囲内で補助します。

（一部補助）

- ・ 水洗便所改造資金の一部補助・・・くみ取り口1箇所につき 5,000円
- ・ し尿浄化槽撤去資金の一部補助・・・し尿浄化槽1基につき 5,000円

（全額補助）

- ・ 水洗便所改造資金の全額補助・・・改造に要した費用の全額
- ・ し尿浄化槽撤去資金の全額補助・・・撤去に要した費用の全額

3 申請に必要な書類

- ・ 助成申請書（第5号様式）
- ・ 市税納付状況等確認同意書

② 融資あっせんについて

逗子市で行っている融資あっせんは、市が直接融資を行うものではなく、申請者に金融機関での融資をあっせんし、利息は市が負担するというものです。

1 融資あっせんを受けることのできる資格

- ・ 公共下水道への接続工事をしようとする建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者であること。
- ・ 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ・ 返済能力を有すること。
- ・ 確実な連帯保証人があること。

※法人・団体等は原則として融資を受けることができません。

○ 連帯保証人の資格

- ・ 20歳以上で市内に居住していること。

- ・ 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ・ 保証能力があること。

※ 上記の要件を満たし、申請者とは別に所得があれば、家族の方でも可

2 融資あっせんの額

- ・ くみ取り口1箇所またはし尿浄化槽1基につき400,000円まで(10,000円単位)
- ・ 共同で使用(アパートや複数の家庭で使用)するし尿浄化槽を撤去する場合は浄化槽1基につき3,000,000円まで(10,000円単位)

なお、融資あっせんの対象となるのは、くみ取り便所を改造、またはし尿浄化槽を撤去して、公共下水道に接続する工事に必要な費用のみとなります。リフォーム等、他の工事を同時に施工する場合、全額が融資あっせんの対象とはなりません。

3 融資あっせんを受けられる金融機関(平成30年3月現在)

- ・ かながわ信用金庫逗子支店
- ・ 湘南信用金庫逗子支店

上記金融機関に口座をお持ちでない場合は、開設してください。

4 返済方法

- ・ 償還期間36か月以内の元金均等返済
- ・ 利息はいったん元金とともに引き落とされますが、後日指定口座へ利息分を振込みます。
- ・ 返済に遅れた場合の延滞利息は借受人の負担となります。

5 申請に必要な書類

- ・ 水洗便所改造等資金融資あっせん申請書(第1号様式(第6条関係))
- ・ 保証書
- ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・ 見積書(2部)
- ・ 市税納付状況等確認同意書

(見積書作成上の注意)

- ・ ○○一式等、不明確な記入は避け、できる限り詳細に記入すること。
- ・ タイル工事、大工工事等については、必要に応じて見積を添付しても差し支えない。

7. 様式及び資料

- 各様式・記入例は、逗子市ホームページよりダウンロードできます。

下水道課 申請書・届出書ダウンロードページ URL :

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gesui/jigyousha/download.html>

①第1号様式 排水設備新設等確認申請書

第1号様式(第3条関係)

排水設備新設等確認申請書

(受付印)	年 月 日		
	逗子市長		
申請者 住所 _____			
(代表者)			
フリガナ 氏名 _____			
次のとおり申請します。			
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
設置場所	逗子市		
設置義務者の区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭	<input type="checkbox"/> 事業	事業の種類
	<input type="checkbox"/> 自家	<input type="checkbox"/> 借家	
排除汚水の性質等	汚水の性質	1日平均	m ³
工事予定日	着工予定日	年 月 日	完成予定日 年 月 日
施工者	電話番号		
添付書類	案内図・平面図・(立面図)		

新築等・浄化槽・便槽・共同浄化槽

(申請者はこれより上欄を記入してください)

次のとおり決定してよろしいか。					起案	・	・
課長	係長	係	合議	公印使用承認	決裁	・	・
				・	通知番号	第	号の2
					通知	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 支障がない <input type="checkbox"/> 支障がある						
理由							
備考							
《公共ます入替の有無》 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
入替が「有」の場合、公共ますの入替に伴う工事写真を完成届時に提出してください。							

(記入例)

第1号様式(第3条関係)

排水設備新設等確認申請書

(受付印)	〇〇年 〇月 〇日 必ず記入
	逗子市長
	申請者 住所 逗子市逗子5-2-16
	(代表者) フリガナ ズ シ タ ロウ 氏名 逗子太郎
	次のとおり申請します。
申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
設置場所	逗子市 逗子5-1017-1 (5-2-16) ← 地番と住居表示を併記
設置義務者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 事業 事業の種類 <input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家 〇〇〇〇 ← 事業の内容を明記
排除汚水の性質等	汚水の性質 一般家庭汚水 1日平均 1.3 m ³
工事予定日	着工予定日 〇〇年 〇月 〇日 完成予定日 〇〇年 〇月 〇日
施工者	(株) 逗子設備工業 電話番号 046-873-1111 必ず記入
添付書類	案内図・平面図・(立面図) ← 各2部

新築等・浄化槽・便槽・共同浄化槽

(申請者はこれより上欄を記入してください)

該当するところを○で囲む

次のとおり決定してよろしいか。					起案	・	・
課長	係長	係	合議	公印使用承認	決裁	・	・
				・	通知番号	第	号の2
					通知	・	・
決定区分	<input type="checkbox"/> 支障がない <input type="checkbox"/> 支障がある						
理由							
備考	《公共ます入替の有無》 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 入替が「有」の場合、公共ますの入替に伴う工事写真を完成届時に提出してください。						

②第3号様式 排水設備等完成届・工事完成チェックリスト

第3号様式（第5条関係）

排水設備等完成届

(受付印)	年 月 日
	逗子市長
	住所 _____
	届出者 (指定工事店) 氏名 _____
	〔法人にあつては主たる事務所 の名称 代表者氏名〕
次のとおり届けます。	
設置場所	逗子市
設置区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築
既に受けた許可 月日及び番号	年 月 日 逗 収第 号の2
完成年月日	年 月 日
検査希望年月日	年 月 日

(届出者はこれより上欄を記入してください)

上記申請による検査結果は次のとおりです。					起案	・	・
課長	係長	係	合議	公印使用承認	決裁	・	・
					章標 交付	・	・
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格						
検査事項							
検査員等	検査月日	年	月	日	検査員氏名	⑧	

公共ますの入替 有 (入替写真 有 無) 無

(記入例)

第3号様式(第5条関係)

排水設備等完成届

(受付印)	逗子市長	〇〇年〇月〇日
		必ず記入
住所		逗子市山の根3-5-8
届出者 (指定工事店)		(株) 逗子設備工業
氏名		逗葉 管太郎
指定工事店名であることに注意		[法人にあつては主たる事務所の名称 代表者氏名]
次のとおり届けます。		
設置場所	逗子市 逗子5-1017-1 (5-2-16) ← 地番と住所表示を併記	
設置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
すでに受けた許可月日及び番号	〇〇年 〇〇月 〇〇日 逗 収第〇〇号の2	
完成年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
検査希望年月日	年 月 日	

(届出者はこれより上欄を記入してください)

上記申請による検査結果は次のとおりです。					起案	・	・
課長	係長	係	合議	公印使用承認	決裁	・	・
					章標交付	・	・
検査結果		<input type="checkbox"/> 合格		<input type="checkbox"/> 不合格			
検査事項							
検査員等		検査日 年 月 日				検査員氏名 ㊞	

公共ますの入替 有 (入替写真 有 無) 無

工事完成チェックリスト

確認番号	— —	指定工事店名	
申請者氏名		責任技術者	氏名 ㊟
			番号 第 号

番号	チェック内容	確認印
1	分流式区域においては、汚水管と雨水管を分離して工事を行ったか。 (雨どい等を集められた雨水は、汚水管に接続していないか)	㊟
2	排水管の内径及び勾配は、逗子市下水道条例等の基準を満たしているか。 (管のたるみ、ます内の滞水はないか)	㊟
3	埋め戻しは、管の移動、損傷等をおこさないよう注意し入念に突き固めて行ったか。	㊟
4	雨水については、地下に浸透させる構造としたか。	㊟
5	露出部分の管布設においては、管の凍結及び損傷可能性のある場所において適切な材料を用いて防護または固定したか。	㊟
6	くみとり便所の便槽及び浄化槽の撤去処理については、将来にわたって衛生上問題のない処置を行ったか。	㊟
7	油脂類、ガソリン、土砂及びその他下水道施設の機能を著しく妨げる箇所には、容量を満たす粗集器を設置したか。	㊟
8	通水テストを行ったか。(未接続の配管はないか)	㊟
9	公共ますの入替があったか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →「有」の場合、公共ますの入替に伴う工事写真を添付しているか。	㊟

- ※ 1 該当するチェック項目がない場合は、確認印欄に—と記載すること。
- 2 指定工事店は、このチェックリスト作成後に責任技術者が記名押印して、各チェック項目についての申請者の確認を受けたことを証するために、申請者による確認日と氏名を記入押印したものを提出すること。

受 領 日 年 月 日

申請者氏名 ㊟

(記入例)

工事完成チェックリスト

確認番号	〇〇 - 〇〇 - 〇〇
申請者氏名	逗子 太郎

指定工事店名	(株)逗子設備工業	
責任技術者	氏名	逗葉 管太郎 印
	番号	第 〇〇〇 号

排水設備等確認通知書の確認番号を記入

番号	チェック内容	確認印
1	分流式区域においては、汚水管と雨水管を分離して工事を行ったか。 (雨どい等を集められた雨水は、汚水管に接続していないか)	印
2	排水管の内径及び勾配は、逗子市下水道条例等の基準を満たしているか。 (管のたるみ、ます内の滞水はないか)	印
3	埋め戻しは、管の移動、損傷等をおこさないよう注意し入念に突き固めて行ったか。	印
4	雨水については、地下に浸透させる構造としたか。	印
5	露出部分の管布設においては、管の凍結及び損傷可能性のある場所において適切な材料を用いて防護または固定したか。	印
6	くみとり便所の便槽及び浄化槽の撤去処理については、将来にわたって衛生上問題のない処置を行ったか。	印
7	油脂類、ガソリン、土砂及びその他下水道施設の機能を著しく妨げる箇所には、容量を満たす粗集器を設置したか。	印
8	通水テストを行ったか。(未接続の配管はないか)	印
9	公共ますの入替があったか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 →「有」の場合、公共ますの入替に伴う工事写真を添付しているか。	印

印鑑

- ※ 1 該当するチェック項目がない場合は、確認印欄にーと記載すること。
- 2 指定工事店は、このチェックリスト作成後に責任技術者が記名押印して、各チェック項目についての申請者の確認を受けたことを証するために、申請者による確認日と氏名を記入押印したものを提出すること。

必ず記入 → 受領日 〇〇年〇〇月〇〇日
申請者氏名 逗子 太郎 印

③第5号様式の3 公共下水道使用開始等届

第5号様式の3 (第6条関係)

公共下水道使用開始等届

(受付印)	年 月 日		
	逗子市長		
住所		_____	
届出者 (使用者)		フリ ガナ	氏 名

次のとおり届けます。			
区 分	公共下水道の使用	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開	
	設置場所	逗子市	
	使用者の変更	新 ^{フリ ガナ} 氏 名	_____
		旧 氏 名	_____
排 水	悪質下水の排水	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開	
	悪 質 下 水	<input type="checkbox"/> 量の変更 <input type="checkbox"/> 水質の変更 新 旧	
	排水の種類		
	開始年月日	年 月 日	
	水 道	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 水栓番号 第 号	
	井 戸	<input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 動力	
	浴 そ う	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	水 洗 便 所	大便器 個 小便器 個 兼用便器 個	
浄 化 そ う	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
下 水 道 番 号	第 号		

(届出者はこれより上欄を記入してください)

上記届け出を確認しました。				供覧	・	・
課長	係長	係	合 議	処理	・	・
				完結	・	・
備考						

公共下水道使用開始等届

(受付印)	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	逗子市長
	住所 逗子市逗子5-2-16
	届出者 フリガナ <small>ズ シ タ ロウ</small> (使用者) 氏名 逗子太郎

次のとおり届けます。

区分	公共下水道の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開			
	設置場所	逗子市 逗子 5丁目 2番 16号			
区分	使用者の変更	<table border="1"> <tr> <td>フリガナ 新 氏名</td> <td rowspan="2"> 必ず記入 2栓以上ある場合すべて記入のこと(別紙添付で可) 散水栓、共用栓も用途がわかるように記入してください。 </td> </tr> <tr> <td>旧 氏名</td> </tr> </table>	フリガナ 新 氏名	必ず記入 2栓以上ある場合すべて記入のこと(別紙添付で可) 散水栓、共用栓も用途がわかるように記入してください。	旧 氏名
	フリガナ 新 氏名	必ず記入 2栓以上ある場合すべて記入のこと(別紙添付で可) 散水栓、共用栓も用途がわかるように記入してください。			
旧 氏名					
排水	悪質下水の排水	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開			
	悪質下水	<input type="checkbox"/> 量の変更 <input type="checkbox"/> 水質の変更 新 旧			
	排水の種類				
	開始年月日	年 月 日			
	水道	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 水栓番号 第 〇〇〇〇〇号			
	井戸	<input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 動力			
	浴そう	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	水洗便所	大便器 個 小便器 個 兼用便器 個			
	浄化そう	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
下水道番号	第 号				

(届出者はこれより上欄を記入してください)

水栓番号を記入しないでください

上記届け出を確認しました。				供覧	・	・
課長	係長	係	合議	処理	・	・
				完結	・	・
備考						

④ 同意書例

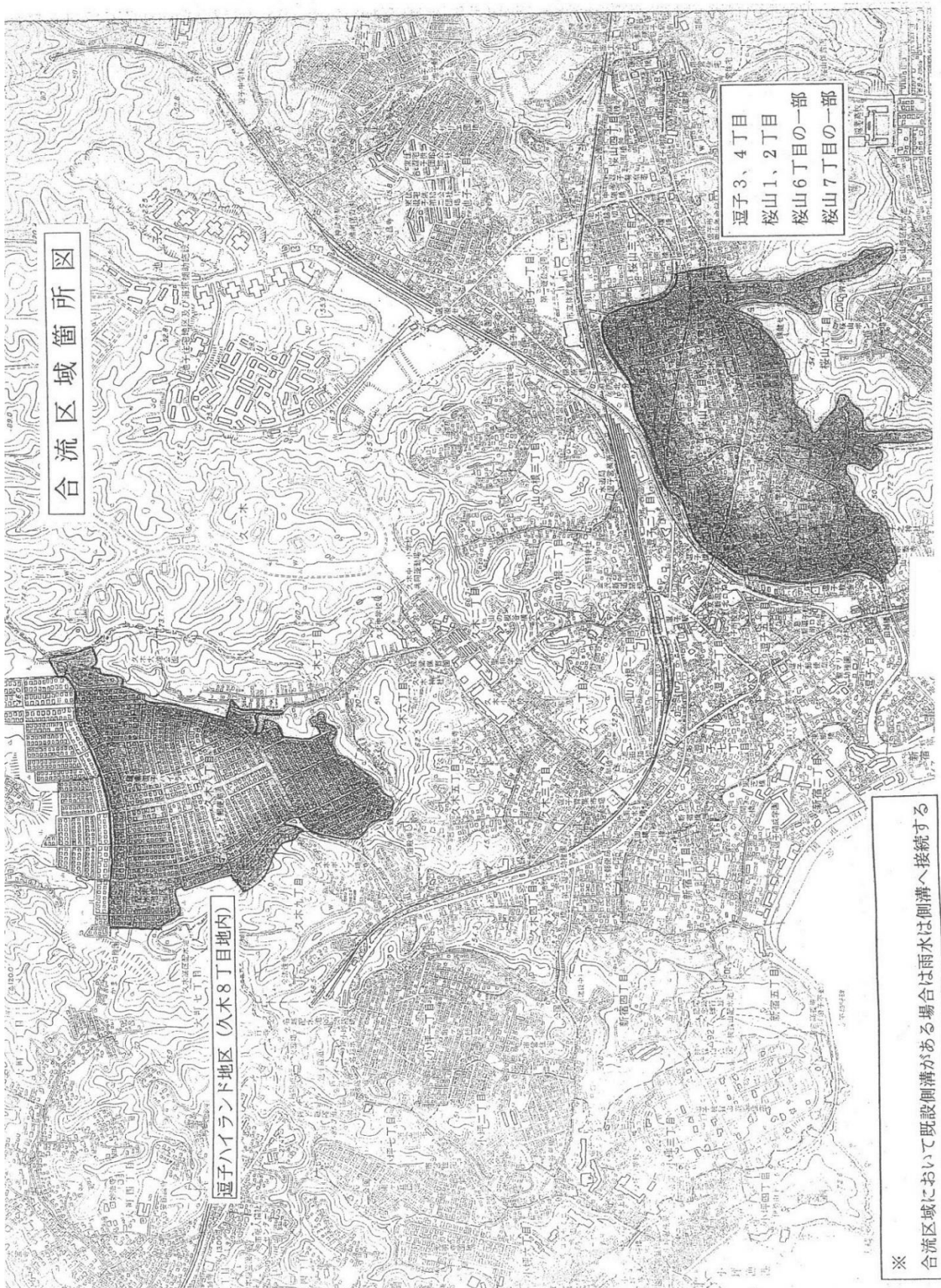
(同意書記入例)

同 意 書

返子市長 申請者 住所 返子市返子5-2-16 フリガナ 氏名 <small>ズ シ タロウ</small> 返子 太郎	年 月 日 記入しない
同意の区分	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 排水設備
物件の所在地	返子市 返子 5-1017-1 (165.52㎡)
下水道排水設備工事に、上記のとおり同意しました。 ○○年 ○○ 月 ○○ 日 記入する	
所有者 住所 返子市山の根3-4-2 (同意者) フリガナ 氏名 <small>ケンスイジロウ</small> 県水次郎 ㊞	

⑤合流区域箇所図

合流区域箇所図



⑥排水設備確認申請書提出時における確認項目

排水設備確認申請書提出時における確認項目

1. 添付書類

- 排水設備新設等確認申請書
- 位置図・工事図面（各2部）

（工事図面：専用住宅は平面図のみ、集合住宅は平面図及び立面図）

（場合によって必要な書類）

- 同意書・公図・登記簿謄本等：他人の土地・建物・排水設備を使用する場合
- 助成申請書・融資あっせん申請書：くみ取り便所改造、し尿浄化槽撤去の場合

2. 排水設備新設等確認申請書

- 申請区分について

新設：建物の新築、建て替えやリフォーム等に伴い、排水設備を新たに設置することをいう。

- ・ 建て替えやリフォーム等に伴い、排水設備全部を取壊し、新たに設置する場合を含む。
- ・ 駐車場の整備など、建築物を伴わない場合を含む。
- ・ 仮設の排水設備の設置を含む。

増設：建物の増築に伴う排水設備の設置の他、既存の排水設備に追加して衛星器具や雨どい等を設置することをいう。

- ・ 阻集器やディスポーザ排水処理システム等の追加設置を含む。

改築：増設の場合を除いて、排水設備の移設や排水経路の変更、衛星器具等の種別の変更などを行うことをいう。

- ・ 建て替えやリフォーム等に伴い、既存排水設備を一部残し、残りを新たに設置する場合を含む。
- ・ くみ取り便所、浄化槽を撤去し、新たに下水道に接続する場合も含む。

3. 図面で確認すべきこと

- 接続先は公共ますとなっているか。「1宅地に1つの公共ます」であることを確認
- 污水管と雨水管は別系統となっているか。合流の場合は、污水・雨水別系統で配管の上、最終ますの一つ手前のますで合流とする。
- 排水管の内径及び勾配は、条例等の基準を満たしているか（雨水を除く）。
- 雨水ますは浸透ますを使用しているか。使用していない場合は理由を確認
- 雨水（浸透ます使用の場合はオーバーフロー分）は公共雨水ます、道路側溝等に排水されているか。
- 外流しの排水は、屋根のない場合は雨水に、屋根のある場合は污水に接続されているか。
- 「設置義務者の区分：事業の種類」が飲食店等の場合にグリーストラップが設置されているか。
- 前面道路が私道の場合は同意書等が添付されているか。